

監査報告

令和8年6月12日

学校法人東京医科大学 理事会 御中

学校法人東京医科大学 評議員会御中

学校法人東京医科大学

常任監事 古瀬 幹男
監事 植耳 茂樹
監事 河島 尚志
監事 見玉 安司

私たちは、私立学校法第52条第1項並びに学校法人東京医科大学寄附行為第29条の規定に基づき、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査しました。

1. 監査の方法及びその内容

私たちは監査に当たり、本学校法人が定める監事監査規程、監事監査計画に従い、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で必要と思われる監査手続きを実施致しました。

理事会及び評議員会その他の重要な会議に出席し、理事及び使用人等から業務及び職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子法人については、子法人の取締役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子法人からの事業の報告を受けました。

特に事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適性を確保するために必要なものとして文部科学省令に定める体制（内部統制システム）の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制については、理事及び使用人等から定期的にその構築及び運用状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告及びその附属明細書のそれ以外の記載事項についても、詳細に検討を加えるなど、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書を検証いたしました。

会計監査の相当性を確認するうえで、会計監査人から、私立学校法施行規則第37条に基づき、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を整備している旨の通知を受け、独立性、受任・継続方針の妥当性、適正な監査を実施しているかについて、その職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

当該事業年度に係る計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、注記等）及びその附属明細書並びに財産目録については、会計監査人からの会計監査報告の相当性を検討いたしました。

2.監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人東京医科大学の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査方法及び結果は相当と認めます。

以 上